

令和元年度
第2回北杜市芸術文化スポーツ振興基金活用検討委員会

日 時 令和元年10月24日(木) 午前10時～午前11時38分

場 所 北杜市役所 西会議室

出席者	協力金寄附者(サントリー株式会社)	古澤久爾
	地域団体代表者(行政区長会代表)	齋木和茂
	地域団体代表者(地域委員会代表)	山田輝夫
	スポーツ団体代表者(体育協会代表)	浅川幸彦
	文化団体代表者(文化協会代表)	林 義夫
	学識経験者(芸術関係学識者)	中澤明子
	学識経験者(芸術関係学識者)	船木 良
	市長が認める者(教育長)	堀内正基
	市長が認める者(教育部長)	中山晃彦

欠席者 学識経験者(芸術関係学識者) 萩原英二

事務局	生涯学習課長	廣瀬公明
	生涯学習課社会教育担当リーダー	長田恵美子
	生涯学習課社会教育担当	高柳直哉

議事 (1) 北杜市芸術文化スポーツ振興基金活用事業選定基準について
(2) その他

公開・非公開の別 公開
傍聴人の数 なし

1. 開会
2. 委嘱状交付
3. 教育長あいさつ
4. 委員長あいさつ
5. 議事

(事務局) 北杜市芸術文化スポーツ振興基金活用検討委員会設置要綱第6条第1項の規定により、委員長が議長となることとなっています。中澤委員長の進行でお願いします。

(議長) 北杜市芸術文化スポーツ振興基金活用事業選定基準について事務局からの説明を求めます。

(事務局) 資料により北杜市芸術文化スポーツ振興基金活用事業選定基準について説明する。

(議長) 申請すると補助金がいただけるようになっていて、補助金が小額になっている。芸術について優劣がつけづらいが、過去に大改革をした経過がある。それから5、6年経っているのでまた、改革の時かと思う。提案について質問がある方はお願いします。

(委員) 10回以上交付されている団体は何団体あるか、団体名もお願いします。

(事務局) 平成30年度まででは、10回交付が八ヶ岳ジャズフェスティバル実行会と八ヶ岳音楽祭運営委員会、9回が八ヶ岳サマーコンサート実行委員会、8回交付が八ヶ岳

トロンボーンフェスタ運営委員会、7回交付が明野子ども美術館です。集客はトロンボーンは73名のうち市民25名、八ヶ岳音楽祭は182名うち市民が100名、八ヶ岳サマーコンサートは163名のうち124名、ジャズフェスティバルは596名のうち市民15名、明野子ども美術館は80名のうち市民が65名です。

- (議長) 数字からするとジャズフェスティバルのように集客数596名うち市民が15名というチケット販売もしっかりできているため自立できる団体もありますがこのシステムは県内の自治体にはない素晴らしいものです。
- (委員) 補助金の性格はどういうものか、事業をして収益を上げて不足する部分に対して補助するものなのか、市民の文化活動を活発にするために収益は度外視して申請する事業に対して交付しているのか。
- (事務局) 補助金交付要綱にあるように、市民に一流を提供する事業に対して交付し、交付対象経費も決まっています。申請者は経費が不足するためや、事業として選定されたい等で申請してきています。
- (議長) この会は市民の代表者が出席されていますが、サントリーさんは、ほかの視点からのご意見ありますか。
- (委員) 論点は皆さんが議論されているとおりで。財源が決まっていどどのように使っていくかという事になります。正解はないが一番は停滞せず新陳代謝が必要かと思う。
- (議長) 全体で約10事業です。長い事業が5事業あるとすると、新規が5事業しか申請できないことになります。毎年同じ事業者が選定されているのが現状です。当然市民の文化を高める良い事業であれば継続してもよいとして、過去フィールドバレエは青少年育成に必要であるとして別枠にした経過があります。今年度時間はありますので検討してください。
- (委員) 事業者にPDCAを求めています、市の方でこの事業の方針がありますか。
- (事務局) 各申請者は、計画どおり事業が実施できたか検証していると思いますが、より明確にしてもらいたいことを目的にしました。市の方向性はありますが要綱の趣旨にあるとおり、田舎に居ながら一流の芸術文化に触れようとする事業を実施していただきたいという趣旨で設定したものです。
- (議長) 愛知トリエンナーレを見てきました。行政が関わったために規制があり世界の芸術家たちが、撤退してしまい展示場はあちこち空いているスペースが多かったです。芸術は自由であるべきであり、市では一流の芸術スポーツに市民を鑑賞させたいという思いがありますが、検討委員会では審査が難しいところがあります。
- (委員) 具体的に検討事項を1つずつ検討していったらどうでしょうか。
- (議長) 始めに一流かどうかの判断になりますが、先に(2)(3)の方から検討します。自立させていくことを目的とするか、いかがでしょうか。
- (委員) 自立することは当然なので、ここで協議することではないと思います。
- (委員) 事業の内容によって、プロの選手が少年団に対して指導する事業であったり、判断が難しい事業があります。収益が出る事業であれば自立を目的としても良いだろうし、事業の内容によると思います。
- (議長) 例として、5年前ますとみやまアート事業を開催したことがあります。1回目は無料で不足分は自分でだし、芸術家達にも無料で出展してもらいました。2年目はこの補助金に申請し、入場料を取り3箇所から補助金をいただき出演料を払うことができました。3年目もこの補助金をいただき、集客も約2,000人となり、報酬も出せて収支0円でした。4年目は検討中です。こういう事業は自立していく方が良く考えています。スポーツ選手を呼ぶ事業とは性格が違うので一律とは言えないで、多少考える必要があると思います。交付回数は何回がよいでしょうか。
- (委員) 原則を入れ5回とか3回とか交付回数は決め、その中でも、市にメリットがある良い事業であれば10年でも継続させてよいと思います。
- (議長) 原則を入れるという意見ができました。他にご意見はありますか。
- (委員) 検討委員会で回数を決めるとありますので、継続しても良いとするならば回数は決めてよいと思います。
- (議長) 5年と決めると既に5年過ぎている団体がありますので、暫定期間を設けることも必

要になります。意見をまとめると、交付回数は原則何回、但し、市民に提供したい事業については、検討委員会で決定することでよいでしょうか。

(委員) 事務局案の10回が良いと思う。

(議長) 交付回数は、3回5回10回という意見があります。具体的に言うと、10万円を10回交付されると100万円、20万円であれば200万円ということになります。

(委員) 原則は5回、10回以上は20%減額という事務局案も採用したらよいと思います。そうすることで、新しい事業が入りやすくなると思う。

(議長) 10回以上となると、既に10回達している団体があります。ここで5年とすると検討する必要がありますね。

(委員) 効力を発揮するのはこれから計算していくのか、原則3年でも過去は除くという考えもあります。

(議長) 10年に達している団体もここから5年としたらどうかという意見です。そうすると3年でもいいかということにもなりますが5年ということでもよろしいでしょうか。

(議長) 市の名前が欲しいということであれば後援申請という方法という説明をしてください。

(事務局) 後援申請とは、補助金は出していないが市で支援している事業のことです。その場合チラシにも掲載できます。申請の際、目的に応じて案内できます。

(議長) 選定方法の検討に入ります。事業は、補助金交付要綱に基づく事業であることはよろしいですね。集客100人はいかがですか。

(委員) 市民の集客が少ない事業もあることがわかりましたが、100人は難しいです。現在の事業者からすると、難しい事業者もいます。

(委員) 私は、市民の集客数の市民を取ろうと思いましたが、補助金交付要綱に当てはまらなくなりますね。

(事務局) 募集の段階で、市民の参加数を100人未満の計画であれば、受け付ける際に再度計画していただく指導はできると考えました。

(委員) 今から申請される方がいきなり100人の集客は難しいと思います。5年後に100人を目指す事業としてもらうことはどうでしょうか。

(議長) 少なくとも5年交付を望むならその時は100人を目指してくださいということでもよいでしょうか。

(委員) 今年蕪崎市の施設で開催した事業者がいたと思います。その場合も原則市内としたらどうでしょうか。

(事務局) 市内に700人規模の施設がないため、やむを得ず市外で計画した事業でした。事務局では2回講演を提案したが、体力がない等の理由で1回講演になり市外の施設で実施しました。市内には民間で700人規模の施設があるため、市内開催はできると考え提案しました。

(委員) 市内の700人規模の施設はどこですか。

(事務局) アルソア女神の森です。

(議長) 原則をつけ、民間があるとし、次の交付方法は現在の按分方法でどうでしょうか。

(委員) 按分方法は現在の方法でよいが、申請額以上に交付することのないようにお願いします。

(議長) 交付率はいかがでしょうか。

交付回数はR2年度より原則5回とする。市民にメリットのある事業であれば交付回数は委員会で決定する。5回以上の団体へは事務局案の按分方法とする。10回以上の団体も来年から1回とカウントする。

(委員) 5年後でないと再配分が実行されないととなると、15回目からとなるので、来年からでよいのではないのでしょうか。

(委員) 配分が減らされると申請時にそのことを加味した申請をしてくることも考えられます。

(委員) 今までの経過もあるため、ここから考えていくことにした方がよい。

(議長) いきなり切ることは、今まで努力してきた事業者に対してやりにくいので、次から5年を適用したらどうでしょうか。名義貸しについては、選定されなくても、後援申請

を案内する事とし、プレゼンテーションは継続することではいかがでしょうか。

(委員) 継続してください。

(議長) 入場料は事業費の何パーセントと見込むかについて説明をお願いします。

(事務局) 自立を促すためには、現在、87%、89%と収入を得ている事業者がいたため、計画時に明記したらどうかと提案しました。

(議長) 何パーセントとは明記が難しいです。PDCAの実施はどうでしょうか。

(委員) 実施してください。

(議長) 今回の検討した事項をまとめ次回の検討委員会で再度検討しよりよいものにしていきたいと思います。以上で審議を終わらせていただきます。その他をお願いします。

(事務局) 次回12月に3回目検討委員会を予定しています。

(事務局) 本日は、基金を活用したアウトプットの部分を議論していただきました。インプットの部分としては、平成20年度より個人企業様より理解していただき協力を得ています。同じことをしているであればというご意見を頂いています。この事業を継続していくためには、魅力ある事業の選定が必要となります。委員の皆様にも自分でお金を出しても応援したい事業を選定していただければと思います。現在は企業個人様から4百万弱とふるさと納税の芸術文化に関するところから1百万弱頂き活用させていただいています。今後この事業を継続させていくためには、協力金をいただいているということを委員の皆様にも承知いただきたいと思います。

(委員) 決定したことに関しては異議ありませんが、感想として、個人としては一流の芸術文化を判断する能力はありません。トリエンナーレの話のようにこの事業はまさしく行政が芸術文化に介入していることであり自ずから限界があります。補助金ですから対象者は市民ですが、市民に一流の芸術家を呼べる方が何人いるのかここにも大きな限界があると思います。予算を見ると150万円ですが、150万円で一流が呼べるのか、150万円のためにこの会議に集まって、そろそろ基金の運用を第三セクターたとえば、サントリーさんやアルソアさんには立派な芸術家がいらっしゃるし、そのように芸術を判断できる場所の協力を仰ぐ方が良いと思います。

(議長) 他に感想や意見はありませんか。ないようなので以上で議事すべてを終わりたいと思います。

午前11時38分